

理事会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人劇場演出空間技術協会（以下「本会」という。）の定款第47条に基づき、本会の理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(種別)

第2条 定款第37条の定めにより理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

(構成)

第3条 定款第38条の定めにより理事会は、すべての理事をもって構成する。

(一般法第90条による)

(開催)

第4条 定款第40条の定めにより通常理事会は、毎事業年度4回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集したとき。
- (4) 定款第28条第6項第5号の定めにより、監事から会長に召集の請求があったとき、又は監事が召集したとき。

(一般法第93条、第101条による)

第2章 理事会の招集

(招集)

第5条 定款第41条の定めにより理事会は会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段により、監事が招集する場合を除く。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的記録により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

3 前条第2項第3号による場合は理事が、前条第2項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

4 会長は、前条第2項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

5 この規程にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(一般法第93条、第94条、第101条による)

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 定款第42条の定めにより理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、会長が欠けたときは理事会で決定した順序に従い副会長が、これにあたる。

3 理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第7条 定款第43条の定めにより理事会は、理事の過半数以上の出席をもって成立する。

(関係者の出席)

第8条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(報告事項)

第9条 定款第28条第5項の定めにより業務執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 定款第28条第6項第4号の定めにより監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

3 理事が第21条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(一般法第91条第2項、第100条、第92条第2項)

(審議事項)

第10条 議長は、予め決定した議案について、審議を進めなければならない。

2 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事又は議題又は当該議題にかかる議案の提案者に対しその議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事及び監事又は議題・議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に説明をさせることができる。

3 定款第40条第2項第2号の規定により理事から招集の請求があった場合は、議長はその理事に議題の説明を求めなければならない。また必要があるときは業務執行理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(決議)

第11条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。

3 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。

4 議長は、採決について、賛否数を正確に確認できる方法をとらなければならない。又、反対者にその理由を述べさせなければならない。

5 定款第44条の定めにより理事会の決議は、この定款に特に規定するものを除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

6 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について議決権を行使することができない。

(一般法95条第1項による)

(決議の省略)

第12条 定款第45条の定めにより理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

(一般法第96条による)

(報告の省略)

第13条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規程は、定款第28条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事進行動議)

第14条 理事は、理事会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。

3 議長は、第1項の動議が、理事会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなき時は直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第15条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

2 前項の動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、その理事会の議長を出席理事の中から選出する。

3 理事会の議長が、その理事会において出席理事の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

(議事録)

第16条 定款第46条の定めにより理事会の議事については、法令の定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事録作成者、議長、及び出席監事がこれに署名押印しなければならない。

3 会長が欠席した場合の理事会議事録は、出席理事及び出席監事がこれに署名押印しなければならない。

4 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

(一般法第97条による)

(議事録の配布)

第17条 議長は、理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(権限)

第18条 定款第39条の定めにより理事会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第38条、90条及び定款に定める次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 業務執行理事の選任及び解職
- (6) 委員会その他重要な組織の設置、変更、廃止
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分または譲受け

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
 - (6) 責任の免除
 - (7) 責任限定契約の締結
- (一般法第38条第1項2項及び5項、第90条第2項一般法施行規則第4項による)

(決議事項)

第19条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 法令に定める事項
 - イ 本会の業務執行の決定
 - ロ 代表理事並びに執行理事の選任及び解職
 - ハ 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - ニ 重要な財産の処分及び譲受
 - ホ 多額の借財
 - ヘ 重要な使用人の選任・解任
 - ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - チ 内部管理体制の整備
 - リ 定款第33条に規定する理事の取引の承認
 - ヌ 事業計画書及び収支予算書の承認
 - ル 事業報告及び計算書類等の承認
 - ヲ その他法令に定める事項
- (2) 定款に定める事項
 - イ 下記の規則の制定、変更及び廃止
 - ① 入会規程
 - ② 会費規程

- ③ 理事の職務権限規程
- ④ 財産管理運用規程
- ⑤ 経理規程
- ⑥ 特定費用準備金及び特定の資産の取得取扱規程
- ⑦ 寄付金等取扱規程
- ⑧ 委員会規程
- ⑨ 情報公開規程
- ⑩ 個人情報保護規程
- ⑪ 事務局規程
- ⑫ その他必要な事項に係る規程
- ロ 業務執行理事の選任及び解職
- ハ 公益目的不可欠特定財産の維持、管理及び処分の決定
- ニ 基本財産の維持、管理及び処分の決定
- ホ 委員会、部会の設置・運営に必要な事項の決定
- ヘ 定款第34条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結
- ト その他定款に定める事項
- (3) その他重要な業務執行に関する事項
 - イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
 - ロ 重要な事業その他にかかる争訟の処理
 - ハ その他理事会が必要と認める事項

(取引の制限)

第20条 定款第32条の定めにより理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
- (3) 本会がその理事の債務を保証することその他、理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(一般法第84条による)

(理事の取引の承認)

第21条 定款第33条の定めにより理事が前条で規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由

- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。
(一般法第85条による)

第5章 理事の損害賠償

(損害賠償)

第22条 理事、監事（以下「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第20条第1項の規程に違反して同項第1号の取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第20条第1項第2号又は第3号の取引によって本会に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定する。

- (1) 第20条第1項に定める取引をした理事
- (2) 本会が当該取引をすることを決定した理事
- (3) 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

(一般法第84条、111条による)

(本会に対する損害賠償責任の免除)

第23条 前条第1項の責任は総社員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の一部免除)

第24条 前条の規定にかかわらず、役員等の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1号に掲げる額から第2号に掲げる額（第115条第1項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によって免除することができる。

2 理事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）の同意を得なければならない。

(役員等の連帯責任)

第25条 役員等が本会又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の

役員等も当該損害を賠償する責任を負うとき、これらの者は、連帯債務者とする。

第6章 事務局

(事務局)

第26条 理事会の事務は、事務局がこれを行う。

第7章 雑則

(改廃)

第27条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規則は、平成28年8月26日から施行する。

別表

議事録記載事項

I 通常の理事会

- 1 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
- 2 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨
 - イ 定款第40条第2項第2号の規定による会長以外の理事の請求を受けた招集
 - ロ 定款第40条第2項第3号の規定による会長以外の請求をした理事の招集
 - ハ 定款第40条第2項第4号前段の規定による監事の請求をうけた招集
 - ニ 定款第40条第2項第4号後段の規定による監事の招集
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- 5 次の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 定款第28条第5項の規定による理事の報告
 - ロ 定款第28条第6項第4号の規定による監事の報告
 - ハ 定款第28条第6項第3号の規定による監事の意見
- 6 定款第46条の規定による出席した代表理事（議長）及び出席監事の氏名

II 定款第45条のみなし理事会

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 上記1の事項を提案した理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名